

北栄町農地賃借料情報

(令和2年4月)

単位:円

農地区分	細目	適用区域	最高額	最低額	平均額	データ数	
1	田	上	大区画整備田及び給水設備がある田又はこれに準ずる田	14,000	7,000	10,000	26筆
		中	圃場整備された生産力の高い田	10,000	2,000	8,000	147筆
		下	耕作条件が悪く生産性の低い田	実績がありません			0筆
1	砂丘畑	上	砂丘畑灌漑施設区域(中北条地区)	12,000	10,000	10,500	4筆
		中	砂丘畑灌漑施設区域で上記以外の地区	20,000	5,400	15,800	54筆
		下	上記以外の区域	実績がありません			0筆
4	普通畑	上	圃場整備された区域	19,900	2,200	8,400	64筆
		下	上記以外の区域	実績がありません			0筆

1 平成31年1月から令和元年12月までの間に3年以上の利用権が設定された10アール以上の農地の10アール当たり賃借料です。

2 賃借料は、農地の形状、勾配、地理条件等により双方の合意で決定します。適用区域に示す賃借料を参考にしてください。

■ご注意ください■

田畑の転用(農地を住宅用地や駐車場等の農地以外にする行為)は、許可が必要です。農地を一時的に使用する行為(土砂、資材の仮置き場等)においても、一時転用の許可が必要です。

許可が必要な場合は、農業委員会事務局(37-3135)にご相談ください。